

～～電子メール等で書類を提出する場合の注意事項～～

業者の皆様へ

電子メール・FAX・郵送などにより書類を提出する場合（持参により直接手渡しで提出されない場合）は、受信確認等を行うため、送信・発送後にその旨を電話連絡してください。

また、契約締結後に提出する届け出書類や請求書なども同様に電話連絡してください。

お忙しいところ恐れ入りますがお願いいたします。

なお、電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15MB以下でなければ受け付けることができませんのでご注意ください。

西三河水道事務所 電話 0566-98-5651

e-mail: nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp